

飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度に係るQ&A

R4.1.21時点

No.	項目	質問	回答
1	制度全般	「ワクチン・検査パッケージ制度」と「対象者全員検査」とは何ですか。	<p>・「ワクチン・検査パッケージ制度」及び「対象者全員検査」は、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるよう、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を活用し、感染リスクを低減させ、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において、飲食やイベント、人の移動の各分野における行動制限の緩和を可能とするものです。</p> <p>・ただし、「ワクチン・検査パッケージ制度」は現在、適用しておりません。</p>
2	制度全般	ワクチン・検査パッケージ制度に登録すれば、今後は店舗に行動制限が課されることはなくなるのですか。	感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府又は県の判断により、制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。
3	制度全般	飲食店やカラオケ店は必ず「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録しなければならないのでしょうか。	「ワクチン・検査パッケージ制度」の活用は義務ではありませんが、人数制限やカラオケ設備の提供制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ県に登録する必要があります。
4	制度全般	ワクチンを2回接種した人の感染が多く確認されているが、そうした状況でもワクチン・検査パッケージは適用されるのでしょうか。	2回接種された方のブレークスルー感染が多発しており、現在、ワクチン・検査パッケージ制度は適用していません。本県においては、「対象者全員検査」を適用しております。「対象者全員検査」を実施する際は、県への事前登録が必要です。
5	制限の緩和	【ワクチン・検査パッケージ適用時の取扱】 カラオケ店が登録 和されますか。	<p>長崎県が緊急事態措置地域に指定された場合、カラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店含む。カラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。）に対して休業を要請する</p> <p>現在は適用しておりません</p> <p>や飲食を主として業としていないカラオケ店が「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録すれば、収容率（定員人員）の50%を上限として、カラオケ設備を利用することが可能となります。</p>

No.	項目	質問	回答
6	事業所登録	飲食店の「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録に条件はありますか。	「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証店のみ登録が可能です。 ただし、飲食を主として業としないカラオケ店は、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の対象外となっていますので、認証は不要ですが、業種別ガイドラインを遵守してください。
7	事業所登録	「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録はどうすればいいでしょうか。	長崎県のホームページ又は「team NAGASAKI SAFETY」専用ホームページから申請書類を入手していただき、①申請書、②ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証決定通知書（写し）を下記の宛先へ「レターパックライト」等の郵便物が追跡できる方法で郵送してください。 【申請書類の入手先】 (県ホームページ) https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anken-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyo-vtp/ <検索方法> 県トップページ-組織で探す-生活衛生課-ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望される飲食店等のみなさまへ (team NAGASAKI SAFETY専用ホームページ) https://www.nagasaki-safety.jp/vaccine 【提出先】 〒850-8691 長崎中央郵便局私書箱145号 長崎県飲食店ワクチン・検査パッケージ制度事務局 宛
8	事業所登録	いつから、「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録店として行動制限の緩和の適用が受けられるのでしょうか。	利用者への周知の観点から、店舗への「ワクチン・検査パッケージ制度」登録ステッカーの掲示後から、行動制限の緩和の適用を受けることができます。 ただし、実際に行動制限が緩和されるのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において、行動制限が課されている場合に限られます。
9	事業所登録	「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録の際、現地調査は行われるのでしょうか。	登録に当たっての現地調査は予定していません。 ただし、登録後、必要に応じて適用状況を調査させていただく場合があります。

No.	項目	質問	回答
10	事業所登録	チェーン店等、運営会社が同一の店舗については一括で登録できるのでしょうか。	第三者認証「ながさきコロナ対策飲食店認証」を受けている店舗ごとに申請書の作成をお願いします。 郵送につきましては一括送付していただいても結構です。
11	事業所登録	店舗の移転により、登録内容に変更がある場合はどうすればいいのでしょうか。	辞退届を提出いただいた後に、新規で登録してください。
12	事業所登録	「ワクチン・検査パッケージ制度」に登録後、辞退することは可能でしょうか。	辞退は可能です。手続きを行いますので、書面により報告してください。 また、申出をした登録事業者は、登録ステッカーの使用等を中止しなければなりません。
13	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 入店時に何を確認すればいいのでしょうか。	5人以上のグループで利用を希望される場合、利用者の入店時に検査結果の陰性のいずれかを確認してください。確認できない場合、行動制限は緩和されません。 【検査結果を確認するポイント】 ①検査結果が陰性であること ②検査結果が有効期限内であること ③提示された検査結果通知書が本人のものであること（身分証明書との突合により確認） ※詳しくは「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部）」をご覧ください。 https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf <検索> <input type="text" value="内閣官房 コロナ"/> 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について-国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復（ワクチン・検査パッケージ）
14	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 検査結果の有効期限はいつまでですか。	PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）の場合、検体採取日（検体採取日が不明の場合は検査日）の3日後まで有効です。 抗原定性検査の場合、検査日（＝検体採取日）の翌日まで有効です。

No.	項目	質問	回答
15	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 ワクチン接種歴や検査結果は、書類の原本を確認する必要がありますか。	原本に限らず、検査結果を撮影した画像や写し、検査機関が発行するメール等により確認することも可能です。
16	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 現在ワクチン接種できない12歳未満の児童については検査が必須ですか。	6歳以上～12歳未満の児童については、陰性の検査結果の確認が必要です。 なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要としています。
17	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 12歳未満の児童の本人確認はどうすればいいですか。	12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等によって確認してください。
18	接種歴等の確認	【「対象者全員検査」適用時の取扱い】 飲食店においては、5人以上のグループでは、検査結果を確認すればいいですか、それとも入店者全員のものを確認するのでしょうか。	飲食店で同一テーブル5人以上で利用する場合には、そのグループ全員の検査結果を確認してください。4人以下のグループにおいては、確認の必要はありません
19	接種歴等の確認	身分証明書の限定はありますか。	運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でもかまいません。
20	接種歴等の確認	検査としては何が有効ですか。	PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）が推奨されますが、事前にPCR検査等を行うことができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能としています。
21	その他	登録店の情報はどこで確認できますか。	登録が完了した店舗については、長崎県のホームページ又は「team NAGASAKI SAFETY」専用ホームページに登録店舗一覧を公表します。 （県ホームページ） https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyo-vtp/ （team NAGASAKI SAFETY専用ホームページ） https://www.nagasaki-safety.jp/vaccine

No.	項目	質問	回答
22	その他	飲食店のスタッフについても、検査での陰性確認が必要ですか。	本制度は、サービス等の利用者について、検査結果の確認を行った上で、制限緩和を行うものであり、従業員などに求めるものではありません。
23	その他	宿泊施設の「ワクチン・検査パッケージ制度」とは何ですか。また、どこに問い合わせればいいですか。	「ワクチン・検査パッケージ制度」を活用した旅行割引キャンペーンで、以下にお問い合わせください。 (第2弾ふるさとで"心呼吸"の旅に関する問い合わせ) 事務局コールセンター 095-818-3355 受付時間 9:30~17:30 (土日祝は休業)
24	その他	検査はどこで受けられますか。	県の感染拡大傾向時の一般検査事業ホームページをご確認ください。 (県ホームページ) https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansenshou/kansenkakudai-muryoukensa/ <検索方法> 県トップページ-組織で探す-医療政策課-感染症対策-感染拡大傾向時の一般検査事業にかかる無料検査実施場所